

平成30年度 学校経営の基本方針

はじめに

国が目指す共生社会＝「障害の有無にかかわらず、すべての人が笑顔になるために」を受けて、特別支援教育が担う責務は大きい。インクルーシブ教育システムにおける途切れない教育において求められているのは、私たち特別支援学校においても、きちんと子供の学習保証をすることである。学習保証とは、**学校教育目標に掲げる「障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し社会の変化に主体的、積極的に対応できる強い心を持ち、心豊かで、たくましく生き、自立し社会参加・貢献できる幼児児童生徒を育成する」**ことである。

つまり、一人一人に「生きる力」を付けるということは、在学期間に、その子が「何を学び」「何ができるようになったか」「何が身に付いたか」を証明し、その子の存在を地域から認められ、地域で幸せに暮らすようにすることだと考える。よって職員一人一人の専門性をより高め、根拠有る実態把握のもと障害のある子供一人一人の障害特性と美咲特別支援学校の地域特性を踏まえること。そして地域で幸せに生きる子供たちの可能性を信じ引き出すことを念頭におき、R-PDCAサイクルを重視した日々の教育実践を図る。

この責務を本校職員全員で認識し、平成30年度の学校経営の重点目標を以下のとおり設定する。

【めざす子供像】

- 心身ともに健康で明るい子（元気、明朗）
- 身のまわりのことが自分でできる子（自立、自主性、清潔）
- 心豊かで思いやりのある子（親切、礼節、感謝、協力）
- 目標をもって最後まで努力し、進んで働く子（忍耐力、勤労）
- 自ら学ぶ子（創造性、判断力、表現力）

【めざす職員像】

- 子供一人一人を理解し、子供に寄添う教職員
- 子供の主体性を信じ、授業改善・充実に努める教職員
- 教育専門家として自信と誇りを持ち、日々の教育実践に取り組む教職員
- 保護者の思いや願いを受け止め、その期待に応える教職員
- 教育公務員としての自覚と責任を持ち、同僚性を発揮する教職員
- チーム学校の一員として、学校運営に主体的に参画する教職員

【めざす学校像】

- 一人一人の幼児児童生徒を大切に作る学校
- 幼児児童生徒がより良く生きる力を身に付け、社会参加・貢献をめざす学校

- 安全で、清潔で、整った学校
- 幼児児童生徒、家庭、地域社会とつながる、開かれた学校
- 明るく元気なあいさつが交わされる学校

美咲特別支援学校のキャッチフレーズ

「きれいに咲こうよ、咲かそうよ」(子供も教職員も保護者も明るく元気な学校)

教育モットー

「自分のことが好きで、人とかかわりたい、伝えたい気持ちを持つ子を育てる」

1 学校経営の重点目標

- (1) 学校教育目標の共通理解を図り、「よりよく生きる力」の育成を目指し、幼・小・中・高等部が連携した系統性のある一貫した教育の推進に努める。
- (2) 本人・保護者の願いや期待に応えられるよう、個別の教育支援計画や個別の指導計画の充実と効果的な活用に努める。
- (3) 日々R-P D C Aサイクルを念頭に置き、幼児児童生徒が主体的に活動できる学習環境の設定を心がけ、目標・評価が一对の分かりやすい授業づくりに努める。
- (4) 子供の生涯を見通し、一人一人の生活自立と地域社会における生活に繋がる学習活動を重視し、発達段階に即したキャリア教育の充実を図る。
- (5) 共生社会の実現に向け、地域及び居住地校との交流及び共同学習の充実・発展に努める。
- (6) 特別支援教育の専門性及び教職員の資質向上を図るための校内研修の充実に努める。
- (7) 地域における特別支援教育のセンター的役割を果たし、開かれた学校づくりの推進に努める。
- (8) 大震災や事件等を踏まえた特別支援学校の災害対策及び日々の危機管理の推進に努める。
- (9) 教育公務員としての使命と誇りを持ち、服務規律等の法令を遵守し、公正公平な職務の遂行に努め、信頼される学校づくりを図る。
- (10) 健康及び安全で安心な学習環境整備に努める。
- (11) 全教職員が学校経営に主体的に参画し、校務分掌組織の効率的な運営に努める。

2 具体的実践計画

- (1) 「よりよく生きる力」を学校目標の「自立し、社会参加・貢献する」力と捉え、知的障害教育における教科の在り方と自立活動の内容を精選する。
- (2) 子供一人一人の地域を見据え、具体的社会参加の方法や地域貢献を本人・保護者の参画のもと計画し、校内システムにて共通理解のもと、他機関との連携も図り、実践する。
- (3) 子供の主体性を重視した「アクティブラーニング」を念頭に、I C T機器の活用や子供が自己目標・設定と評価ができる分かりやすい授業実践をする。
- (4) キャリア発達段階をチェックし、身辺自立及び就労に生きるスキル獲得とその主体的意欲を育む段階的指導をする。
- (5) 地域の幼・小・中・高等学校との交流活動や地域資源を活用した通常学習の時間枠における活

動や地域貢献の活動を計画する。

- (6) 校内研修を修養と研究に整理し年間計画を立て、主幹教諭を中心に、知的障害教育における「自立活動」の在り方を見直す。
- (7) 特別支援教育コーディネーターを中心に校内職員や外部の専門家を活用し、地域の障害のある子供やその関係者のニーズに応じ、支援・指導を行い、地域社会を育てる。
- (8) 学校防災対策委員会の設置と保護者や地域社会との連携による防災避難訓練や不審者侵入対策訓練等を行う。
- (9) 学校全体の人権意識を高める「人権を考える日」や教職員の公務員としての「社会規範を考える日」の具体的活動計画の立案と取組の充実に努める。
- (10) 幼児児童生徒の健康の保持増進や職員の健康管理と教育環境の設備・充実や教育活動に必要な施設設備・教材教具の充実・確保に努める。
- (11) 全教職員が学校教育目標達成を目指し分掌部間の連携を図り、報告・連絡・相談を大事にする。

学校の教育目標

1 本県の教育目標

県は個性の尊重を基本とし、国及び郷土の自然と文化に誇りをもち、創造性・国際性に富む人材の育成と生涯学習の振興を基本とし、次のことを教育目標に教育施策を推進する。

- (1) 自ら学ぶ意欲を育て、学力の向上を目指すとともに、豊かな表現力とねばり強さをもつ幼児児童生徒を育成する。
- (2) 平和でやすらぎと活力ある社会の形成者として、郷土文化継承・発展に寄与し、国際社会・情報社会で活躍する心身ともに健全な県民を育成する。
- (3) 学校・家庭・地域社会の相互の連携及び協力のもとに、時代の変化に対応し得る教育の方法を追求し、生涯学習社会の実現を図る。
- (4) 幅広い教養と専門的能力を培うとともに、高い公共性・倫理性を保持しつつ、時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、改善していく資質を有する育成をする。

2 本校の教育目標

21世紀に生きる日本国民として、わが国(郷土)の歴史と文化を継承発展させ、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し社会の変化に主体的、積極的に対応できる強い心を持ち、心豊かで、たくましく生き、自立し社会参加・貢献できる幼児児童生徒を育成する。

そのため次のとおり具体的目標を設定する。

- (1) 健康な身体と明るい心を育てる。(心身ともに健康で明るい子)
- (2) 日常生活を豊かにする生活習慣を育てる。(身のまわりのことが自分でできる子)
- (3) 豊かな情操を育て、コミュニケーション能力を育てる。(心豊かで思いやりのある子)
- (4) ねばり強く最後までやりぬく力を育てる。(目標をもって最後まで努力し進んで働く子)
- (5) 職業自立をめざし、社会生活に必要な能力を育てる。(自ら学ぶ子)

3 本校の教育目標を達成するための方針

- (1) 本校教育目標の共通理解を図り、幼・小・中・高等部系統性のある一貫した教育を推進する。
- (2) 本校教育目標を受け、学部目標を設定し、子供の実態に即した学部、学年、学級経営をする。
- (3) 個人目標の設定及び個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成と、学級、学年、学部間の一貫した指導体制を確立する。
- (4) 幼児児童生徒の生活年齢、発達段階及び障害の状態等に応じた教育課程を編成し、実態に即した指導をする。
- (5) R-P D C Aサイクルを活用した授業を展開し、評価に応じた授業改善をする。
- (6) 幼・小・中・高等部の連携を図り、一貫した進路指導体制を確立する。
- (7) 学習環境の整備充実を図り、学習効果を上げる。
- (8) 交流及び共同学習を推進し、地域社会及び保護者と連携する。
- (9) 福祉、医療、労働等の関係機関と連携する。
- (10) 幼児児童生徒の情緒の安定を図り、感動、感性を高める教育活動を創出する。

4 本年度の重点目標

- (1) 一人一人の基本的生活習慣の形成、興味関心、コミュニケーションの状況、手伝いや働く力等の実態を把握し、目標に即した指導を行う。
- (2) キャリア教育の視点を踏まえた指導を行い、幼児児童生徒の主体的活動を促し、生きる力を育む授業力を向上する。
- (3) 小中高の系統性の検証を踏まえた教育内容精選や効果的な指導方法について、実践的研究をする。
- (4) 個別の教育支援計画と連動した個別の指導計画の作成・活用を通して、合意形成に基づく合理的配慮のもと、途切れない指導・支援を行う。
- (5) 個別の支援・指導等の各計画と連動した通知表の作成活用を通じた、分かりやすい指導・支援及び学習の評価を行う。
- (6) 幼児児童生徒の生活上の課題を的確に把握し、興味関心、得意なことを手がかりとして、生活課題の改善・解決と生活活動圏及び活動内容幅を拡大する。
- (7) 幼・小・中・高等部の一貫した進路指導体制を確立し、地域と「つながる」を念頭に教育課程に反映させ、高等部における就業体験の充実を図り、就業支援センター等の労働・福祉関係機関や保護者と連携協力し、職場開拓を進め、卒業後の働く場の確保をする。
- (8) 家庭と連携した食育を実践し、偏食や肥満等の改善と食物アレルギーへの対応を行う。
- (9) 特別支援教育のセンター的役割として、特別支援部を中心に福祉、医療、労働及び市町村等との関係機関との連携と支援会議を強化し、幼児児童生徒を支援する。
- (10) 基本的生活習慣の形成及び確立に向け、全幼児児童生徒が上手にあいさつができ、時間を守るよう指導・支援する。

5 教育課程編成の基本方針

教育課程は、学校の教育目標を達成するための教育計画であり、学習指導要領及び関係法令に基づき、幼児児童生徒の障害の程度、特性等を十分考慮するとともに、特に以下の点に留意して編成する。

- (1) 学習指導要領に基づいた教育課程を編成する。
- (2) 幼児児童生徒の「生きる力」を育成する教育課程を編成する。
- (3) 基礎的・基本的内容を精選し、生活力を高めるとともに幼児児童生徒の自立と社会参加・貢献をめざして、幼・小・中・高等部の一貫した系統性のある教育課程を編成する。
- (4) 幼児児童生徒の根拠ある実態把握を行い、「各教科等を合わせた指導」を主軸に教育課程を編成し、必要に応じて「教科別、領域別の指導」を位置づける。
- (5) 幼児児童生徒の能力、特性等に応じて基礎的・基本的事項の徹底を図り、個に応じた指導や指導体制の工夫・改善、充実が図れるよう編成する。
- (6) 道徳科は、教育活動全体を通して指導し、感動する心と豊かな感性の育成を図れるように編成する。
- (7) 体力の向上は、教育活動全体を通して組織的・計画的・継続的に指導できるように工夫し編成する。
- (8) 健康・安全教育、性教育については、幼・小・中・高等部各学部の幼児児童生徒の発達段階に即した指導の充実が図られるよう教育課程に位置づけ編成する。
- (9) 幼児児童生徒の豊かな人間性や社会性を育てるために、各学部の特色を生かし、地域や近隣校との交流及び共同学習を積極的かつ計画的に実施できるよう教育課程に位置づけて編成する。
- (10) 幼・小・中・高等部一貫した「個別の教育支援計画」を作成・活用し、個に応じた指導・支援の充実が図れるように編成する。
- (11) 各教科、各領域及び各教科等を合わせた指導は、幼児児童生徒の障害による学習や生活上の困難を克服・改善できるよう「個別の教育支援計画」に基づいた「個別の指導計画」を作成し、指導の充実を図れるように編成する。
- (12) 自立・社会参加・貢献をめざして、幼・小・中・高等部一貫した進路指導体制のとれる教育課程を編成する。
- (13) 個々の発達段階等に応じて適切に情報教育の充実が図れるように編成する。
- (14) A L T の活用は、幼児児童生徒の発達段階に即した内容で外国語に親しみ、国際的な感覚や経験の拡大を図れるように編成する。